

第1節 自然環境の保全

現況と課題

(1) 環境保全への取り組み

近年、地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球環境問題に対し、人々の関心が一層高まるとともに、地方都市においても、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することが強く求められるようになっていきます。

このため、自然保護、地球環境、ごみ、リサイクル、公害など、幅広く多岐にわたる環境問題に対応できる体制の整備とともに、市民、事業者、行政が一体となった環境保全への取り組みが必要となっています。

一方、本市の公害の状況については、事業所周辺における騒音や悪臭等の問題はあるものの、広範囲に影響を及ぼすような問題は起きていません。しかし、日常生活や産業活動の変化等を背景として、発生源や発生形態に変化が見られるほか、新たな化学物質による環境汚染もクローズアップされており、都市・生活型公害へのより一層の対応が求められています。

また、資源やエネルギー問題に関しても、省資源、省エネルギー意識の啓発と資源の有効利用、再利用をさらに進め、環境への負荷を軽減していくことが必要となっています。

これまで、平成12年度を初年度とする岡谷市環境基本計画に基づき、さまざまな環境にやさしい取り組みの周知、啓発や自然エネルギーの利用促進など図ってきましたが、今後も、より一層地球環境の保全、循環型まちづくりの取り組みなどを推進していくことが必要です。

(2) 水環境の保全

水は、生物の生存基盤であり、また、市民の生活や産業活動を支えるとともに、人々の生活に潤いをもたらす大切な資源です。

本市は、諏訪湖や天竜川、横河川をはじめ水環境に恵まれています。流域の都市化の進展や非特定汚染源等により、水質の汚濁が大きな問題となっています。また、地下水の汚染も問題となっています。

これまで本市は、諏訪湖の水質浄化や、横河川ラブリバー事業の推進等により、水域の保全、再生や潤いある水辺空間の創造に努めてきましたが、環境問題に対する市民の意識が高まるなか、今後においても生態系に配慮した水環境の保全、創出を推進していくことが求められています。

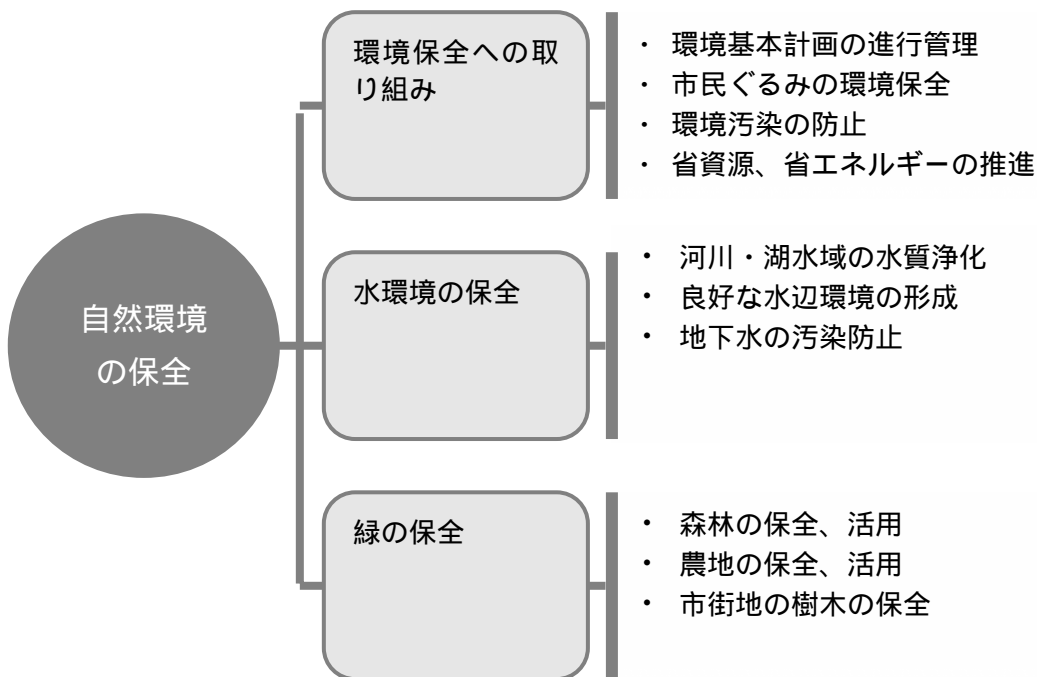
(3) 緑の保全

緑については、食糧等の生産、水源のかん養、防災、保養休養の場、景観の形成など、多様な機能を有し、人間の生活に必要不可欠なものです。

本市は、山地・丘陵部に豊かな自然緑地を有するなど、緑の環境に恵まれ、また、市街地内にも貴重な古木・樹林が残存しています。

今後も、岡谷市緑の基本計画に基づき、自然愛護意識の高揚を図りつつ、これら緑地を適切に保全するとともに、人と自然とのふれあいの場として有効活用を進めることが必要です。

施策の体系



施策

(1) 環境保全への取り組み

環境基本計画の進行管理

望ましい環境像“あふれる緑と清らかな水につつまれたまち”の実現をめざし、より一層取り組みを推進するため、市民、事業者等の意見を聴き「岡谷市環境基本計画」の見直しを行います。

市民ぐるみの環境保全

ア.環境情報の整備

環境に関する様々な情報の収集とその体系的な整備を図るとともに、広報活動の充実に一層努めます。

イ.意識啓発活動、環境学習の推進

環境に関する身近なテーマについて、各種講演会等を開催し啓発に努めるとともに、自然観察、環境学習等の体験の場や機会を拡充し、市民の環境意識の高揚を図り、自主的な環境保全活動の促進に一層努めます。

環境汚染の防止

ア.監視、指導体制の強化

公害監視員や関係機関等と連携した調査パトロールの実施など、監視体制の一層の強化を図るとともに、発生源となる事業所等に対する指導強化に努め、必要に応じて公害防止協定の締結を働きかけます。

イ.環境への配慮の促進

環境に著しい影響を及ぼすことが予想される開発事業等の施行にあたっては、関係法令等に基づき、環境への配慮が適切になされるよう事業者には働きかけます。

ウ.環境保全対策の支援

環境整備改善等の各種助成、融資制度の充実に図り、事業所等が行う環境保全対策の促進に努めます。

省資源、省エネルギーの推進

ア.啓発活動の展開

市民や事業所に対し省資源、省エネルギーに関する啓発活動を展開し、限りある資源の効率的な活用を一層促進します。

イ.資源の再利用

循環型社会の形成をめざして、省資源、リサイクル活動の一層の推進に努めるとともに、廃棄物処理等の段階において発生する利用可能資源の再利用処理について検討するほか、雨水利用の促進に努めます。

ウ.エネルギーの有効利用

エネルギーの効率的な供給と有効活用を図るため、省エネルギー機器の積極的な利用促進に努めるとともに、太陽光発電など自然エネルギーをはじめとする新エネルギーの利用促進に一層努めます。

(2) 水環境の保全

河川・湖水域の水質浄化

流域下水道、公共下水道の整備や汚泥のしゅんせつ、河川清掃、生活排水対策の啓発活動等を推進し、市内の各河川や諏訪湖の水質浄化に努めます。

良好な水辺環境の形成

河川、諏訪湖の雑草除去、河川清掃の推進等により、水生動植物が生息できる良好な水辺環境の維持、再生に努めます。

また、市民が身近に水と触れ、親しむことができるよう公園、河川等の水辺空間の整備を推進します。

地下水の汚染防止

大切な自然資源である地下水の保全の重要性について、市民意識の高揚を図るとともに、適切な利用の促進に努めます。また、汚染防止を図るため、関係機関等と連携し、事業所の排水基準の遵守、処理施設の適正な維持管理の徹底等を働きかけるとともに、地下水状況の把握に努めます。

(3) 緑の保全

森林の保全、活用

森林の適正な管理に努め、緑の育成を図るとともに、市民の憩いの場や自然体験など、森林の持つ多様な機能、役割に配慮しながら、自然環境の保全に努めます。

農地の保全、活用

農業生産の場、良好な地域景観の形成など、農地の有する機能、特性に着目しながら、農地の維持、保全に努めます。

市街地の樹木の保全

既成市街地内にある古木・樹林等は、まちの歴史を物語る貴重な財産であり、保全についての啓発に努めます。

第2節 生活環境基盤の整備

1 上水道の整備

現況と課題

本市における上水道の現状配水能力は日量 32,250 m³であり、上水道の普及率は給水区域内人口の 99.65% に及んでいます。

近年、産業、経済の発展に伴って、水源地や河川の水質の悪化が大きな課題であり、良質で安全な安定した水の確保が求められています。

現在、上水道事業の水源は約 8 割を地下水に依存しており、地下水位の低下と汚染については常に配慮を必要とし、さらに水量確保と水質保全については、万全の維持管理体制が必要となっています。

水源確保については、地下水位の低下、汚染、水利用の多様化や都市経済活動の活発化等に伴い増大する水需給に対応するため、新たな水源を砥川水系東俣川に求め、下諏訪ダム建設事業に参画し、湖北行政事務組合において水道用水供給事業に取り組んできましたが、ダム建設計画が中止となりました。このため、市独自で水確保に向けて、電気探査等を行い、水資源調査に取り組んでいます。

今後は、県が設置した「治水・利水対策推進本部会議」におけるダムによらない治水・利水の代替案等とあわせて、将来に向けた清浄、豊富で安定した新たな水源の確保を図る必要があります。

水道施設については、引き続き老朽施設の計画的な改良、更新に努めるとともに、地震災害等の災害、異常時における水確保及び安定供給を図るため、災害に強く効率的な水道施設の構築が必要となっています。

また、施設の適切な維持管理と効率的な運用とともに、水道料金の適時見直し、適正化を図るなどして、経営の健全化に努めていくことが必要となっています。

上水道計画

区 分		既認可計画	現 状	平成 20 年度
行政区域内人口	人	62,900	56,619	60,000
給水人口	人	62,700	56,422	59,841
配水能力	m ³ /日	35,000	32,250	29,700
1日最大配水量	m ³ /日	35,000	28,839	32,829
1人1日最大配水量	ℓ/人/日	558	511	549
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ ダムによらない利水対策の検討 ・ 市内水源調査の実施 		

(簡易水道：山ノ神簡易水道 64 戸 197 人)

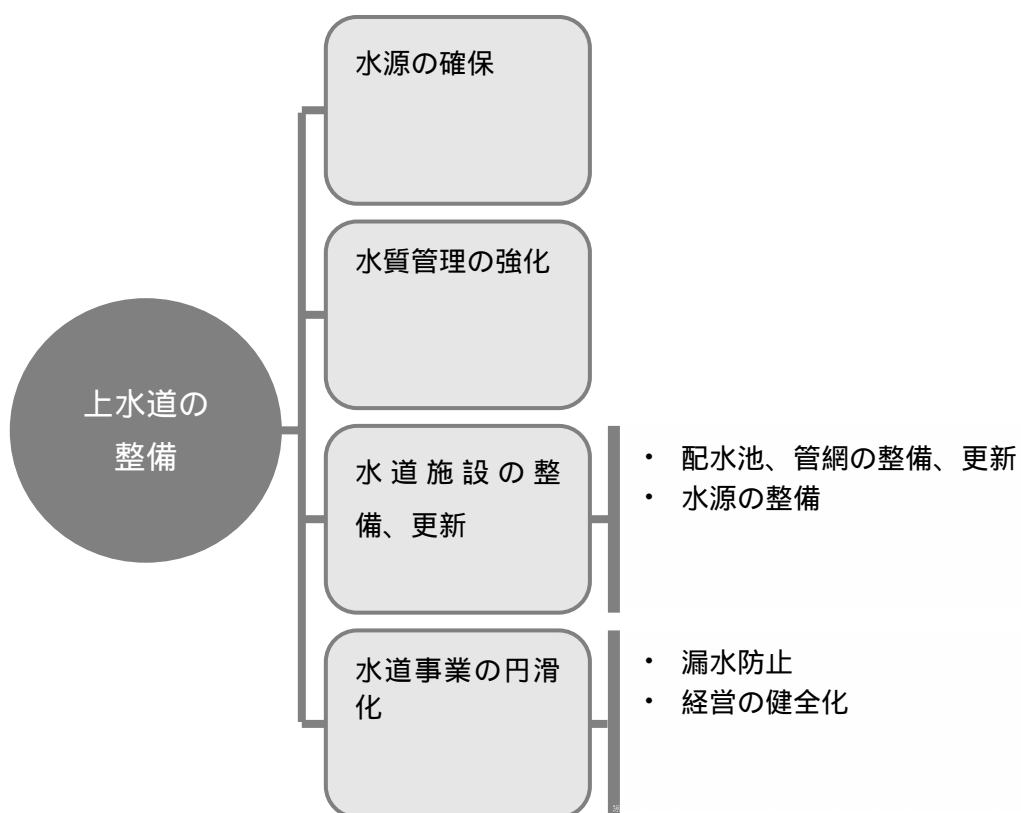
(平成 20 年度計画数値は、県「治水・利水ダム等検討委員会」の要請を受け、利水ワーキンググループが検討資料として県が第 3 者機関に委託し調査した報告書数値等を使用)

水源別配水能力

区 分	種 別	既認可計画	現 状	平成 20 年度
		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
小井川第 1 水源	表流水	5,800	5,800	5,800
小井川第 2 水源	地下水	500	500	500
南唐沢水源	湧水	200	200	200
一の瀬水源	湧水	200	200	200
小田井水源	湧水	1,700	1,700	1,300
小坂水源	湧水	300	300	300
花岡水源	地下水	2,500	1,800	1,450
出早第 1 水源	地下水	600	600	600
出早第 2 水源	地下水	200	200	200
片間町水源	地下水	2,500	2,000	1,800
川岸第 1 水源	地下水	200	200	200
川岸第 2 水源	地下水	3,000	3,000	2,800

東堀水源	地下水	3,100	3,100	3,100
宗平寺水源	地下水	1,700	1,700	1,700
河原口水源	地下水	3,600	3,600	3,600
御用地水源	地下水	2,400	1,500	1,000
塩嶺水源	地下水	1,300	1,300	1,100
方久保水源	地下水	1,400	1,400	1,200
常現寺水源	地下水	1,000	350	250
内山水源	地下水	1,400	1,400	1,200
樋沢水源	地下水	1,400	1,400	1,200
計		35,000	32,250	29,700

施策の体系



施策

(1) 水源の確保

将来的な水需給に対応するため、県の下諏訪ダム中止に伴う利水対策を検討するとともに、電気探査等による水資源調査を継続して行い、安全で確実な水確保を図り、水道用水の安定供給に努めます。

(2) 水質管理の強化

残留塩素監視など維持管理機器の設置や改良等を行い、水質検査による管理の強化に努め、より安全で良質な水の供給を図ります。

(3) 水道施設の整備、更新

①配水池、管網の整備、更新

老朽管更新、管径見直し等の管網整備を計画的に進めるとともに、将来の水需給への対応、地震災害など異常時の安定供給に向けた配水池等の整備を検討します。

②水源の整備

水源施設は、常に安定的に取水できる機能を保つため、適切な維持管理とポンプ室等の更新に努めます。また、新たな水源施設の整備を検討します。

(4) 水道事業の円滑化

①漏水防止

漏水防止対策に不可欠な漏水調査を計画的に進めるとともに、漏水個所の早期発見、早期修理により、水量の確保及び有収率の向上に努めます。

②経営の健全化

水道料金の適正化と財源確保に努め、業務の合理化による経費節減を図り、経営の健全化に努めます。

2 下水道の整備

現況と課題

本市の下水道は、諏訪地方 6 市町村からなる諏訪湖流域下水道の関連公共下水道となっています。

(1) 諏訪湖流域下水道

終末処理場と各関連公共下水道からの汚水を受けて終末処理場まで流下させる流域幹線管渠からなる施設で、長野県により建設、維持管理、運営がなされています。

終末処理場の整備は、汚水量の増加に合わせて段階的に処理系列整備を継続するとともに、諏訪湖の浄化を促進するため高度処理施設の整備が進められています。また、流域幹線の整備は、関連公共下水道の面的整備進展に合わせて敷設を継続しています。

水処理施設は、汚水量の増加に対応し順次建設され、現在 5 系列が稼動しています。また、平成 10 年から溶融結晶化施設において、汚泥焼却灰を溶融、結晶化させ、リサイクル建設資材として有効利用を進めています。

(2) 公共下水道

市民生活や事業活動に伴う汚水を受けて、流域幹線へ接続し、排除する施設で、市が建設、維持管理する管渠施設であり、昭和 49 年度に事業着手して以来継続して建設が進められています。平成 14 年度末現在、普及率は 97.0% であり、高い整備水準を誇っています。

排水設備については、平成 14 年度末現在、接続率は 96.0% となっていますが、地形的条件により接続が困難な箇所等市内に点在する未整備箇所の整備が課題となっています。

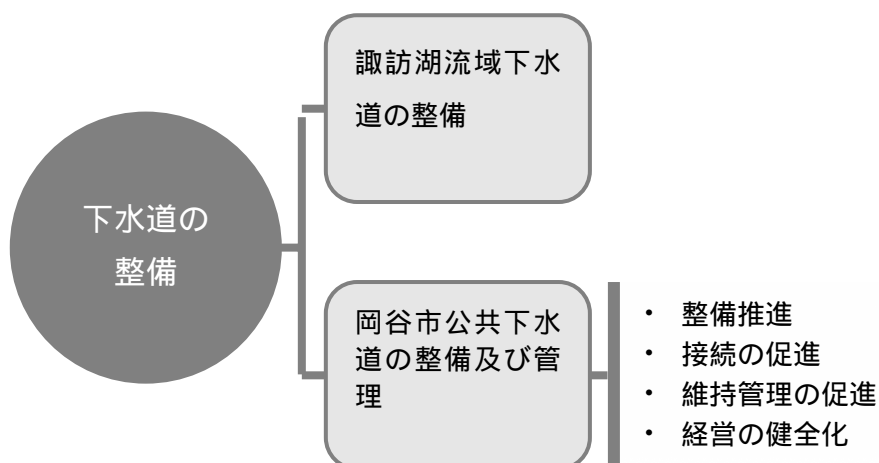
維持管理業務としては、管渠施設の定期的清掃点検及び破損箇所の計画的修繕、台帳整備、特定事業所等の立ち入り調査を継続して実施しています。

接続率の一層の向上を図り、事業の進捗状況を勘案しながら使用料の適正化等に努めるとともに、地方公営企業法を適用したことから、より一層経営の健全化に取り組んでいくことが必要となっています。

公共下水道の計画

区 分		全体計画	
計画年次		昭和 49 ~ 平成 23 年度	
計画面積	ha	1,636	
計画人口	人	59,500	
計画汚水量（日最大）	m ³ /日	43,750	
施 設	幹線管渠	m	33,960
	枝線管渠	m	279,980
	計	m	313,940
	中継ポンプ場	1ヶ所（三沢）	

施策の体系



施策

（１）諏訪湖流域下水道の整備

流域幹線の計画的整備を継続して行うとともに、終末処理場の水処理施設の計画的整備を進めます。

下水道汚泥・沈砂については、溶融結晶化生成物のリサイクル建設資材としてさらに有効利用を促進します。

(2) 岡谷市公共下水道の整備及び管理

整備推進

公共下水道計画区域内の整備については、ほぼ完了します。なお、未整備箇所の遊休農地等については、土地利用計画にあわせて整備推進を図ります。

接続の促進

公共用水域の水質保全、下水道経営安定のため、供用開始区域内の全居住家屋の接続処理をめざします。

このため、水洗便所等改造資金融資あっせん制度、共同排水設備工事補助金制度、また低宅地への汚水ポンプ設備補助金制度により支援し、早期接続を促進します。

維持管理の促進

下水道管路点検を定期的に行うなど状況の把握に努め、迅速かつ適切な維持管理を行うとともに、市民意識の高揚を図り、適切な利用の促進に努めます。

経営の健全化

下水道料金の適正化と財源確保に努め、業務の合理化による経費節減を図り、経営の健全化に努めます。

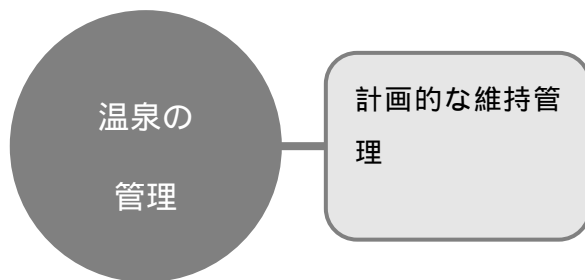
3 温泉の管理

現況と課題

温泉事業は、平成 2 年 4 月から給湯を開始し、現在ヘルシーパル岡谷、諏訪湖ハイツ、市民総合体育館、健康福祉施設ロマネットに給湯をしています。

また、温泉スタンド利用は、家庭でも気軽に温泉気分を味わえることもあり、平成 14 年度で日平均約 70 件の利用があり、引き続き適切な維持管理が求められています。

施策の体系



施策

(1) 計画的な維持管理

温泉ポンプの定期的な交換など、給湯施設の計画的な維持管理を図ります。

4 環境衛生対策の推進

現況と課題

(1) 廃棄物処理

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、物質的な豊かさを享受する一方で、廃棄物の増加に伴い、焼却施設から排出されるダイオキシン類の問題や、最終処分場の不足など、様々な環境問題に直面しています。

本市のごみ排出量は、近年、増加傾向にあり、野焼きの禁止など法律等の改正により、今後も増加することが予想されることから、ごみの減量化をするために、排出抑制・再利用の促進に向けた取り組みが必要となっています。

循環型社会形成推進基本法の施行により、市民、事業者、行政の役割分担が明確にされましたが、それぞれの役割と責任による分別排出、分別収集等、リサイクルの向上のために、再資源化を推進し、循環型社会の実現に向けた取り組みが必要となっています。また、排出抑制・再利用・再資源化の徹底を図るために、市民への啓発活動を一層推進するとともに、収集体制や施設の整備等についても取り組む必要があります。

生活水準の向上や生活様式の変化に伴い、ごみの組成の変化が著しく、ごみの量も増加しており、有害化学物質等の発生の恐れがあるため、これまで清掃工場のダイオキシン類対策削減整備工事を実施してきました。

また、最終処分場も再構築整備工事を行うとともに遮水機能の強化対策を行うなど延命化を図ってきました。今後は、これらの施設が十分機能を発揮できるよう効率的かつ安全な維持管理を行い、周辺環境の保全に努めていく必要があります。さらに、廃棄物処理の広域化に向け、諏訪地域ごみ問題等研究部会湖周部会による廃棄物処理施設の湖周地域における整備の検討結果に基づき、諏訪広域連合の「一般廃棄物処理基本計画」を見直し、施設整備等に取り組んでいく必要があります。

(2) し尿処理

し尿については、現在、下水道網の整備が進む中でし尿汲取りを必要とする家庭は減少し、その場所も市内に散在していますが、引き続き汲取り業務の存続が必要です。

し尿の処理は、湖北行政事務組合の湖北衛生センターにおいて行われています。処理施設は平成3年に整備されたもので、処理能力は日量100klで標準脱窒素処理方式と高度処理方式を採用しています。

処理量は減少していますが、引き続き適正な維持管理を進めることが必要です。

また、下水道処理区域においては、下水道網の整備と接続を進めるとともに、水洗化を促進していく必要があります。

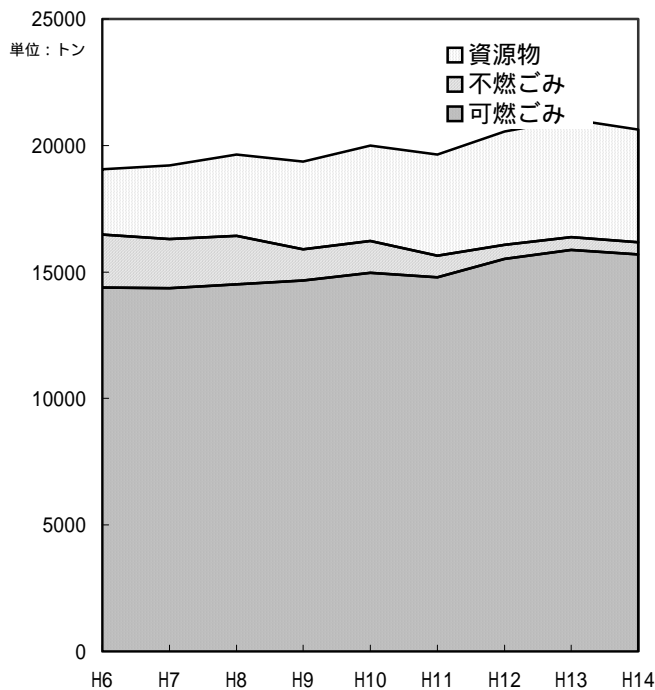
(3) 火葬場、霊園

火葬場については、湖北行政事務組合火葬場として、下諏訪町とともに管理運営を行っています。現在の施設は、昭和15年に建設され、その後、施設の改修と火葬炉の更新を実施してきましたが、施設の老朽化に伴う建替えの必要があります。

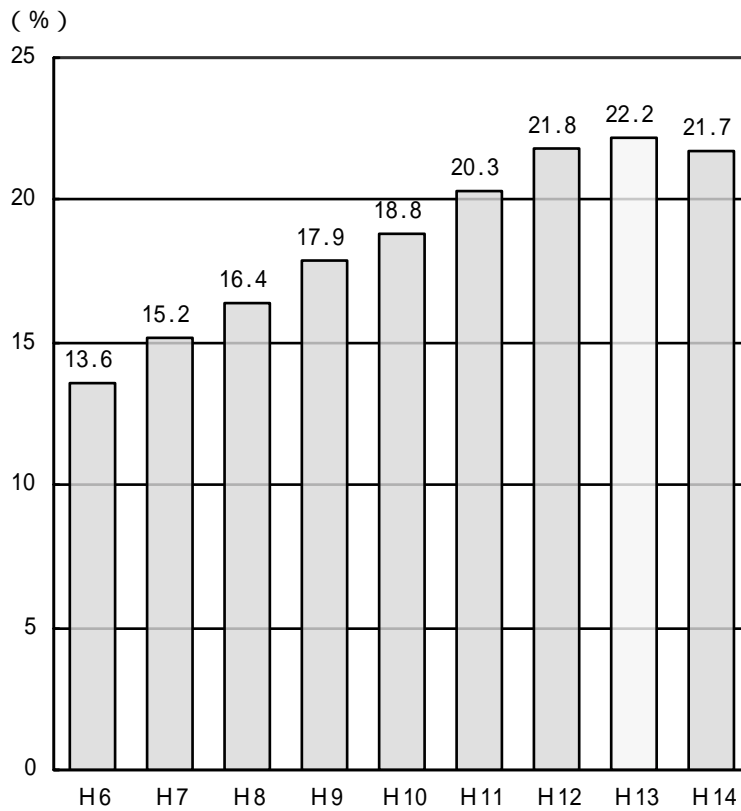
なお、平成14年度からは、三箇日を除く毎日の業務体制とし、使用者の利便性の向上を図っています。

霊園については、昭和45年に内山霊園を開設し、適正な維持管理と順次造成整備を進めてきました。今後とも適正な維持管理を引き続き行っていく必要があります。

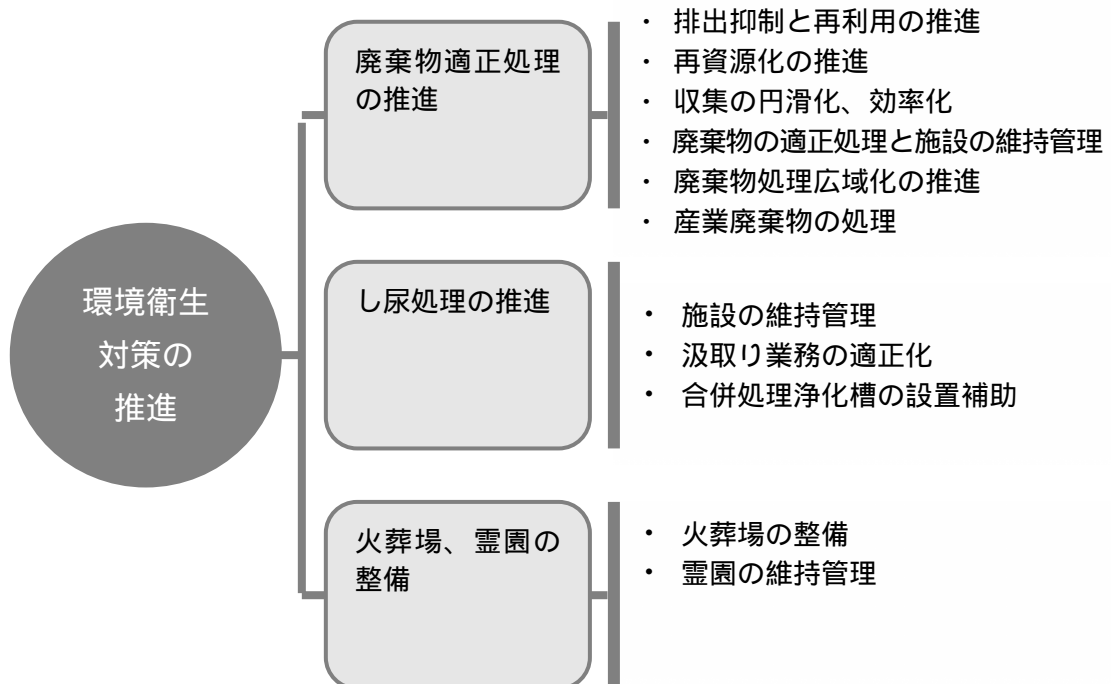
ごみの推移



資源化率の推移



施策の体系



施策

(1) 廃棄物適正処理の推進

排出抑制と再利用の推進

廃棄物循環型社会をめざすため、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら排出抑制と再利用に積極的に取り組みます。

また、排出抑制、再利用の意義及び効果等の啓発活動に取り組みます。

再資源化の推進

廃棄物の減量とリサイクルを進めるため、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充を検討します。

収集の円滑化、効率化

ごみ収集については、指定ごみ袋の使用により収集の円滑化、効率化を進めます。

廃棄物の適正処理と施設の維持管理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、廃棄物の適正な処理及び処理施設の計画的な維持管理を図り、周辺環境の保全に努めます。

廃棄物処理広域化の推進

リサイクルの推進とダイオキシン類削減等の視点から、諏訪広域連合の「一般廃棄物処理基本計画」の見直しを進め、収集体制や再資源化のシステムづくり等の構築及び湖周地域における廃棄物処理施設の整備を推進します。

産業廃棄物の処理

産業廃棄物の適正処理とともに、技術開発や資源の有効利用による産業廃棄物の排出抑制が図られるよう、国・県による指導、規制を働きかけていきます。

(2) し尿処理の推進

施設の維持管理

湖北行政事務組合における、し尿処理施設の適正な維持管理を引き続き保持するとともに、処理量の減少を踏まえ今後の運営について検討を深めます。

水洗化の促進

下水道供用地域内の一般家庭における水洗化を促進します。

合併処理浄化槽の設置補助

浄化槽については、関係機関と連携して適正な維持管理の徹底を推進します。また、下水道整備計画区域外における合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の実施に向け、取り組みを進めます。

汲取り業務の適正化

減少しているし尿汲取り業務に対応するため、関係者と協議し、適正なあり方について検討を進めます。

(3) 火葬場、霊園の整備

火葬場の整備

湖北行政事務組合における火葬業務の円滑な執行に努めるとともに、現施設の老朽化に伴う火葬場の建替え整備を行います。

霊園の維持管理

内山霊園の適切な維持管理を引き続き行っていきます。

5 公園・緑地の整備

現況と課題

公園緑地は、市民の身近な憩いとやすらぎの場、スポーツ・レクリエーションの場、また、近隣や広域的な交流の場、さらに、災害時における避難場所など多様な機能を有しています。

本市の公園としては、鳥居平やまびこ公園及び岡谷湖畔公園など 19 の都市公園が開設、供用されています。平成 15 年 4 月現在、開設済み公園の面積は約 61.1ha であり、市民一人あたりの面積は 10.94 m² となっています。

岡谷湖畔公園は、計画面積約 27ha のうち、約 8.1 ha が開設（平成 15 年 4 月現在）していますが、特色ある水と緑の公園として今後一層の整備推進が求められています。

本市の公園緑地は、総合公園等の大規模な公園整備の結果、面積的には一定の水準にありますが、市民生活により身近な憩いの場の充実が求められています。

このため、市民に身近な公園の整備充実を図るとともに、鳥居平やまびこ公園をはじめとする他の開設済みの公園についても、再整備による機能の充実や適切な維持管理を進める必要があります。

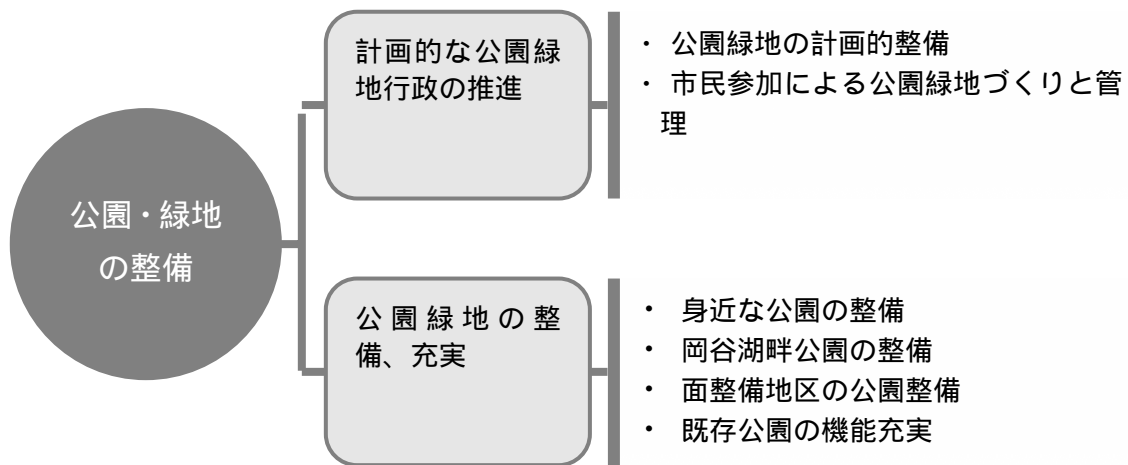
今後、公園緑地に対する市民ニーズは、ますます増大、多様化すると予想されることから、市民の意向を反映しながら、計画的な整備を推進していく必要があります。

都市公園一覽表

区 分	種 別	開設済面積 m ²	開設年月日
花岡公園	街 区	10,368.44	明治41年7月13日
蚕糸公園	街 区	1,278.28	昭和28年4月1日
小坂公園	街 区	2,681.85	昭和30年4月1日
清水公園	街 区	744.68	昭和35年4月1日
湖畔公園	街 区	2,000.16	昭和41年5月1日
湊湖畔公園	街 区	4,300.00	昭和58年4月1日
神明公園	街 区	1,645.03	昭和59年9月1日
今井西公園	街 区	3,503.38	平成2年4月1日
小井川宗平寺公園	街 区	1,946.93	平成10年4月1日
目切公園	街 区	4,720.04	平成15年4月1日
八倉沢公園	街 区	2,000.00	平成15年4月1日
成田公園	近 隣	17,685.62	大正6年5月15日
鶴峯公園	近 隣	19,498.48	昭和4年11月3日
出早公園	近 隣	15,139.54	昭和27年3月3日
塩嶺御野立公園	総 合	120,955.35	大正4年11月3日
鳥居平やまびこ公園	総 合	300,471.50	昭和58年4月1日
間下堤公園	都市緑地	10,306.43	昭和59年4月1日
高架下公園	都市緑地	10,834.03	昭和62年4月1日
岡谷湖畔公園	総 合	80,691.90	平成6年7月14日
合計19公園		610,771.64	
平成15年2月1日現在 調査人口55,817人	1人当たり 面積	10.94	

(平成15年4月1日現在)

施策の体系



施策

(1) 計画的な公園緑地行政の推進

公園緑地の計画的整備

公園緑地の適正配置を図るため、「緑の基本計画」に基づいて、公園緑地の整備に努めます。

市民参加による公園緑地づくりと管理

公園等の整備にあたっては、計画策定段階から市民が参加し、市民の自主的、主体的な関わりによる公園づくりに努めます。また、公園の適切な維持管理を図るため、市民ボランティアによる清掃等の積極的な参加を促進します。

(2) 公園緑地の整備、充実

身近な公園の整備

子どもの遊び場や高齢者の憩いの場、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場として、市民が身近に利用できる公園緑地の整備を推進します。また、中心市街地における公園緑地の整備について、検討を深めます。

岡谷湖畔公園の整備

岡谷湖畔公園については、水と緑のシンボルゾーンとしての特性を活かしながら、市民をはじめ訪れた人々にとって、憩いとやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ、文化、

交流の場となるよう、拠点性の高い公園として整備を進めます。

面整備地区の公園整備

土地区画整理事業地区や開発行為区域等においては、面整備にあわせた計画的な公園緑地の整備を推進します。

既存公園の機能充実

開設済みの公園緑地については、市民の身近な憩いの場として各公園の特性をふまえた再整備、改修に努め、公園機能を充実します。

6 市道の整備

現況と課題

市道は、市民の日常生活を支え親しみと潤いをもたらす道路として、また沿道の有効な土地利用を可能にするとともに、防災空間などを形成する重要な役割を果たしています。

市道の整備状況は、平成14年度末現在、実延長372km、改良率55.0%、舗装率82.0%となっていますが、引き続き市民生活を支える基本的な生活基盤として、さらなる整備が求められています。

また、道路整備に対する市民ニーズも多様化しており、誰もが安全で使いやすく、景観と調和した質の高い道路づくりが求められています。

このため、計画的に道路の新設、改良等の整備を進めるとともに、安全で快適な道路環境の整備や適切な維持管理を進めていくことが必要です。

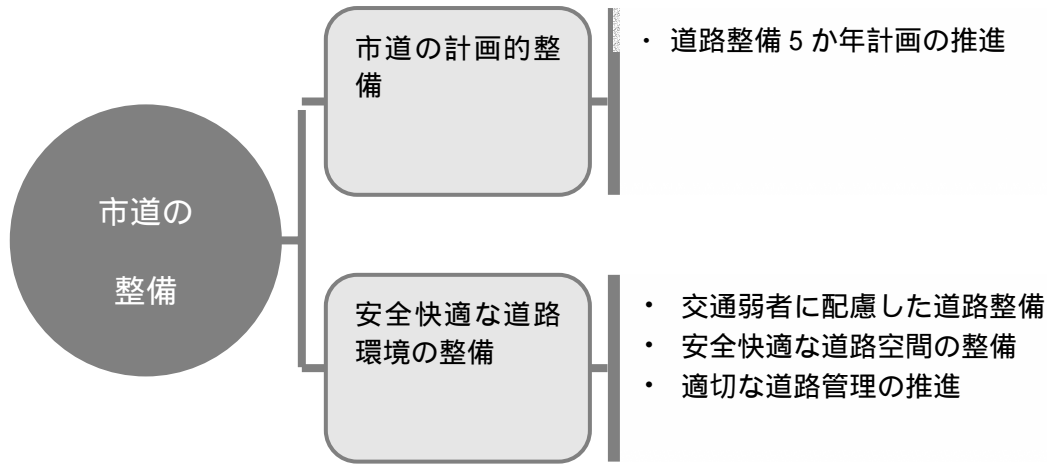
市道の状況

(平成15年4月1日現在)

区 分	実延長	改 良 済 (4.0m以上)		舗装済 (簡易舗装含む)	
		延長	率	延長	率
1 級	49,205.2	43,024.8	87.4	44,235.5	89.9
2 級	34,444.0	24,079.2	69.9	28,087.2	81.5
その他	288,376.4	137,433.0	47.7	232,674.5	80.7
合 計	372,025.6	204,537.0	55.0	304,997.2	82.0

注) 1級、2級は都市計画道路等の主要な道路

施策の体系



施策

(1) 市道の計画的整備

道路整備5か年計画の推進

道路整備を一層効果的、効率的に推進するため、岡谷都市計画道路整備プログラムや、平成16年度を初年度とした新たな道路整備5か年計画により、地域の幹線道路網を形成する都市計画道路をはじめ、日常の市民生活に最も密着した生活道路整備を実施します。

ア. 市街地幹線道路網の整備

円滑な都市活動を支え、住みよい都市環境を構築するため、岡谷都市計画道路整備プログラムに沿って、都市計画道路東町線等の整備を推進します。

イ. 市街地補助幹線、街区形成道路の整備

地域をより効率的に街区形成し、アクセス確保、良好な居住環境を創出するため、岡谷都市計画道路整備プログラムに沿って都市計画道路の整備について、事業化を推進します。

ウ. 地区道路の整備

市民の日常生活に深いかわりを持つ地区道路、橋梁等については、地元の要望等もふまへ、計画的な整備を図ります。また、国県道や都市計画道路に接続する道路について、機能性を高める改良を行います。

(2) 安全快適な道路環境の整備

交通弱者に配慮した道路整備

交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区内の歩道のバリアフリー化を推進します。また、多くの市民が利用する公共施設等の周辺道路について、より安全で歩きやすい道路となるよう、整備に努めます。

安全快適な道路空間の整備

安全で快適な道路環境を形成するため、歩道の確保や街路樹の植栽、花壇づくりに努めるなど、沿道緑化を推進します。また、道路空間のデザイン性の向上に努め、アメニティー性の高い快適な道路づくりを推進します。

適切な道路管理の推進

道路パトロールを定期的に行うなど道路状況の把握に努め、迅速かつ適切な維持管理を行うとともに、市民の道路愛護意識の高揚を図り、市民参加による道路環境の保持に努めます。

7 住宅・宅地の整備

現況と課題

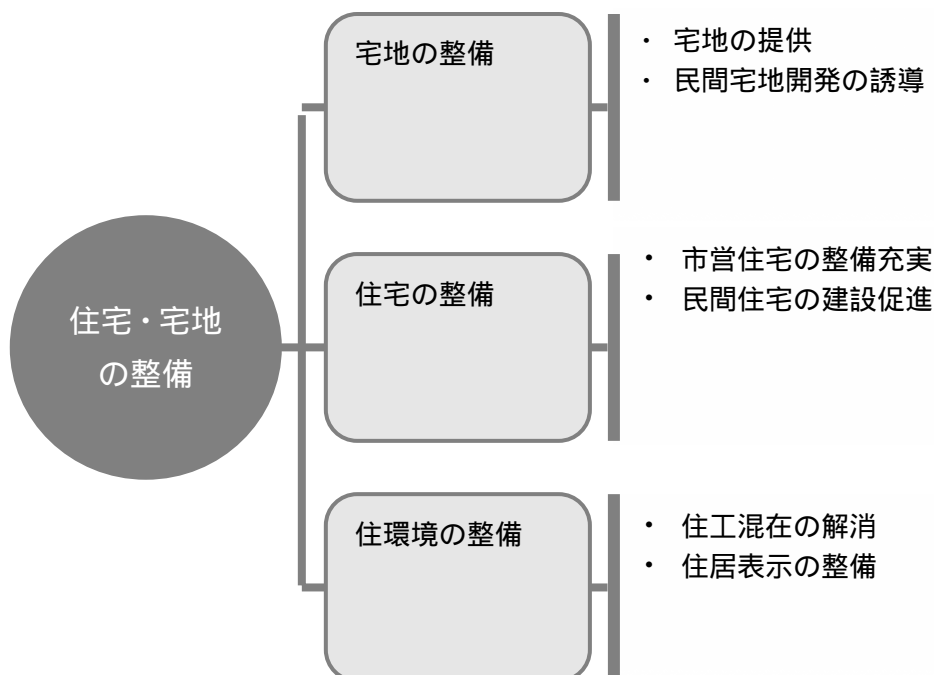
住宅は、人々が生活を営むうえでの基盤となるものです。また、本市においては、人口減の歯止めや若者の定着といった観点からも、住宅・宅地の計画的な供給は重要な課題となっています。

本市は、これまで公営住宅法に基づく公営住宅の整備、供給、市民の持ち家取得に対する支援等の施策を進めるとともに、土地区画整理事業の推進による良質な宅地の供給、開発指導基準に基づく民間宅地開発の適正な誘導に努めてきました。

近年、高齢化や都市化、家族観の変化など、急速に社会経済情勢が変化するなかで、快適で質の高い生活空間を創り出すため、安全で良質な住宅、新しい生活様式や価値観の多様化に対応した住宅・宅地を確保することが求められています。

このため、多様な市民のニーズに沿うよう、住宅・宅地の供給を進めるとともに、快適で暮らしやすい住環境の整備を推進していくことが必要となっています。

施策の体系



施策

(1) 宅地の整備

宅地の提供

良好な住宅地の確保と誘導を図るため、土地区画整理事業を推進するとともに、未利用地を活用した宅地の提供に努めます。

都市計画道路沿線や（仮称）高尾山山麓線計画地等において、宅地化を図る面的整備について調査、検討を進めます。

民間宅地開発の誘導

民間宅地開発については、関係法令、開発指導基準による適切な規制、誘導に努めるとともに、「岡谷市住宅地造成促進事業要綱」に基づく市道の舗装、側溝整備及び用地買収を行い、良質で求めやすい宅地の供給を促進します。

(2) 住宅の整備

市営住宅の整備充実

「市営住宅ストック総合活用計画」の方針に基づき、老朽化した市営住宅については、用途の廃止や統合を含む計画的な建替えを推進します。また、中高層住宅については、高齢化に対応した施設改善や耐震改修を計画的に実施するなど、安全で快適に暮らせる住環境の整備を推進するとともに、その適切な維持管理を図ります。

民間住宅の建設促進

個人住宅や共同住宅の建設に対する助成や融資制度により、民間住宅の建設促進と適切な誘導を進めます。

(3) 住環境の整備

住工混在の解消

市街地における住工混在地区では、産業育成等の施策と連携しながら、工場移転等を促進し、良好な住環境の形成に努めます。

住居表示の整備

住居表示未実施の地域については、早期に実施します。

第3節 市民生活の安全確保

1 地域防災の推進

現況と課題

本市では、災害対策基本法に基づき「岡谷市地域防災計画」を策定し、市民の生命、財産等を災害から守る施策を積極的に推進してきました。しかし、東海地震の地震防災対策強化地域の指定を受けたことから、市民と行政、関係機関の協働により、さらに、総合的に対応できる体制の確立を図る必要があります。

また、市街地内は過密な土地利用が進み、木造家屋の密集、オープンスペースの不足等が生じており、防災機能において対応力の弱い都市構造となっています。

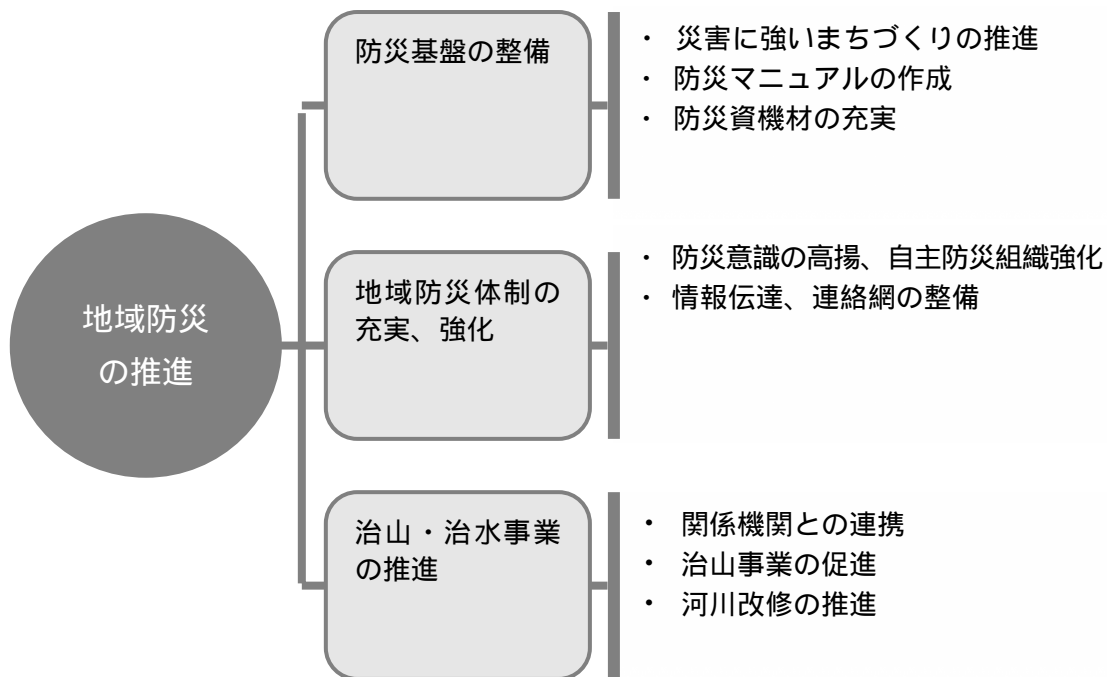
さらに、住工の混在、危険物の集積、交通環境の悪化など、二次災害が懸念される状況にもあります。

一方、市街地のすぐ背後には塩嶺から川岸新倉地区まで続く塩嶺王城が、湊から川岸駒沢地区にかけては西山が迫っています。

この山系を源とした中小河川が数多く流れるなどの地勢的な要因があるため、台風や集中豪雨に対する治水と浸水防止対策が重要であるとともに、東海地震や糸魚川 静岡構造線上等による大地震を想定した防災対策を講じておく必要があります。

このため、地震対策、自然災害対策を含めた総合的な観点から都市防災対策を推進し、市民、行政等が一体となった防災体制を整備するとともに、防災に配慮した都市計画の充実を図るなど、都市構造上の防災対策を推進することが必要となっています。

施策の体系



施策

(1) 防災基盤の整備

災害に強いまちづくりの推進

都市災害や地震等による大規模火災や家屋倒壊に対し、延焼防止帯や一時避難地として機能する都市計画道路、公園・緑地等の計画的整備を進めるとともに、建物の耐震診断、耐震補強等を促進し、市街地における防災空間、避難場所の確保に努めます。

防災マニュアルの作成

「岡谷市地域防災計画」、「岡谷市水防計画」、「岡谷市地震防災強化計画」の定期的な見直しを図るとともに、計画に基づく細部マニュアルの作成を進め、災害時における関係機関との連絡、出動、復旧等の円滑な遂行を図ります。

防災資機材の充実

防災資材等を整備し、災害時に対応できる総合的な防災施設の確保を図ります。このため、公共的機関の余裕施設等を利用した防災倉庫、土のう置き場の設置や、防災資機材の購入、医薬品の備蓄等を計画的に進めます。

(2) 地域防災体制の充実、強化

防災意識の高揚、自主防災組織強化

東海地震の地震防災対策強化地域の指定を受けたことにより、一層市民の防災意識の高揚を図ります。

このため、各種啓発事業を推進するとともに、関係機関、団体、市民の広範囲な参加のもと、東海地震対策を含めた総合防災訓練を実施します。

また、自主防災組織の育成強化により、住民に身近な地域防災体制の確立を図ります。

情報伝達、連絡網の整備

「岡谷市地域防災計画」等に基づく災害予防、応急対策、災害復旧対策等を総合的、体系的に推進するため、市民や関係機関との緊密な情報伝達や連絡協議の体制整備等に努めます。

(3) 治山・治水事業の推進

関係機関との連携

風水害や山地災害等の自然災害予防を図るため、治山・治水事業の総合的、円滑な実施を関係機関に要望するとともに、災害危険箇所の定期的な調査、巡視を実施します。

治山事業の促進

山地災害防止と森林機能の充実を図るため、山腹崩壊防止等の事業を促進します。

河川改修の推進

治水対策の充実を図るため、天竜川・大川等の改修事業促進を県に要望するとともに、市内の河川・水路等については、順次、改修整備を図ります。

また、河川改修の実施にあたっては、自然生態に配慮し地域景観に調和した工法やデザインを検討します。

2 消防・救急体制の整備

現況と課題

都市化の進展による建築物の中高層化、大規模化、危険物の増加等、都市構造の変化及び高速自動車道等交通網整備拡充が進むなかで、火災や地震をはじめとする各種災害の態様も複雑化、多様化する傾向にあります。また、交通事故の多発や急病人等救急患者の増加により、救急車の出動件数は年々増加しています。

こうしたなかで、防災活動や消防、救急、救助活動の的確かつ迅速な対応が求められています。

本市の消防体制は、平成 11 年 4 月、消防力の充実と組織的合理化を図るため、市独自の常備消防から諏訪地域 6 市町村による広域消防に移行しましたが、地震による災害はもとより、各種災害の大型化、広域化が予測されるなかで、消防、救急、救助業務の高度化、人員、機材の適正配備など、広域消防体制の一層の充実強化が必要です。

また、平成 14 年 4 月に東海地震防災対策強化地域に指定され、「地震防災強化計画」に基づく消防施設についての整備が急務となってきています。

生活様式の多様化に伴い、火災の原因も複雑多岐となっていますが、そうした状況下、市民の生命、財産の安全を確保するためには、市民の防火意識の高揚を図りながら、予防査察の強化に努めるとともに、消防力の充実や救急、救助体制を一層強化することが必要です。

また、消防団の充実をさらに推進することが求められているほか、災害発生時、防災の拠点となる消防庁舎の建設についても、早期の対応が必要となってきています。

区域別消防水利の状況

(平成15年4月現在)

区 分	防火水槽		消火栓		管轄分団
	20m ³ 級	40m ³ 以上	口径150mm未満	口径150mm以上	
今 井 区	13	14	51	11	第 1 分団
新屋敷区	1	7	16	10	第 2 分団
間 下 区	9	9	35	14	第 3 分団
岡 谷 区	11	17	48	42	第 3 分団
下 浜 区	2	5	24	22	第 4 分団
小 尾 口 区	4	4	9	9	第 4 分団
上 浜 区	3	7	20	16	第 5 分団
小 口 区	7	2	22	7	第 5 分団
小 井 川 区	5	23	59	40	第 6 分団
西 堀 区	6	5	33	11	第 6 分団
花 岡 区	1	3	23	19	第 7 分団
小 坂 区	5	2	21	3	第 7 分団
三 沢 区	18	9	39	11	第 8 分団
橋 原 区	4	2	6	14	第 8 分団
新 倉 区	8	8	32	6	第 9 分団
駒 沢 区	4	5	22	6	第 9 分団
鮎 沢 区	4	1	5	5	第 9 分団
中 屋 区	6	4	5	7	第 10 分団
中 村 区	5	3	7	7	第 10 分団
横 川 区	9	4	18	3	第 10 分団
東 堀 区	17	15	67	29	第 11 分団
合 計	142	149	562	292	
	291		854		

火災発生件数の推移

(単位：件)

区 分	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年
建 物	12	24	15	9	6	14
林 野	0	2	1	1	2	0
車 両	2	6	3	6	1	6
その他	14	6	2	5	9	2
合 計	28	38	21	21	18	22

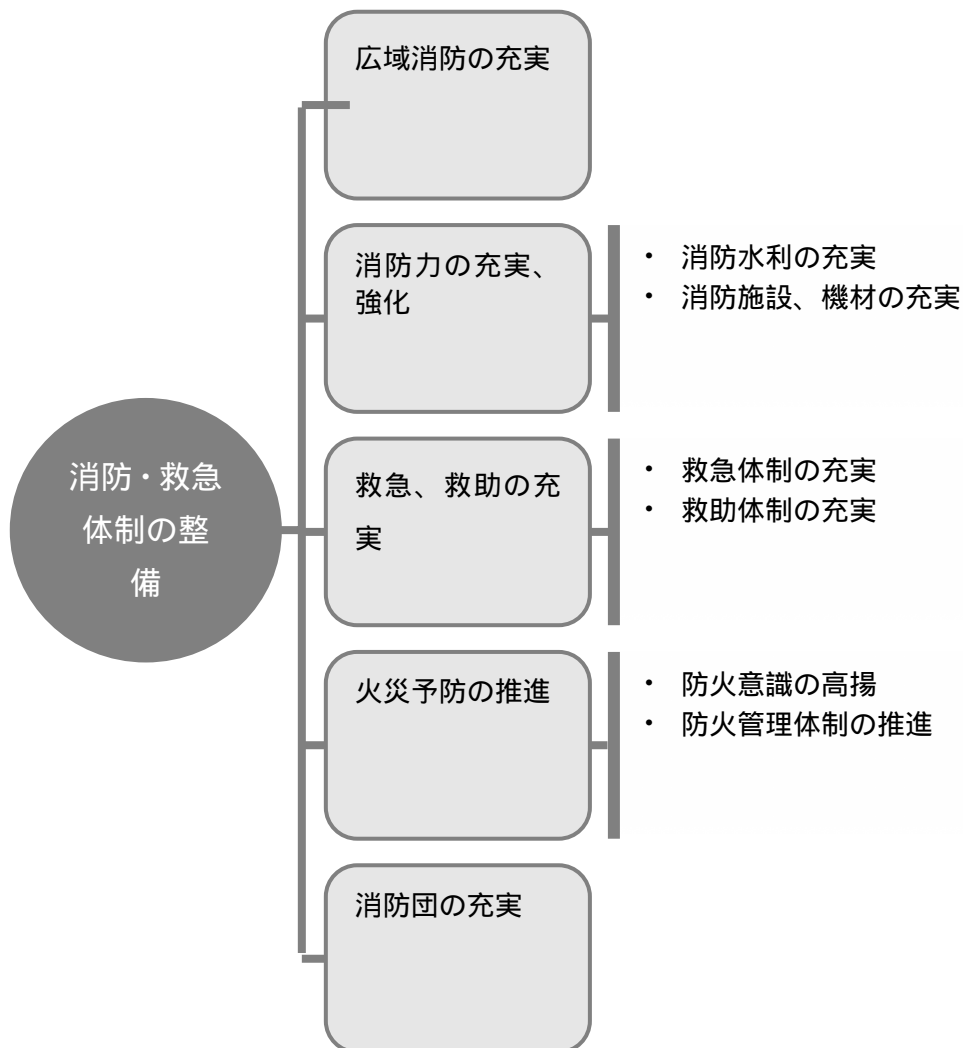
消防団の状況

(平成15年4月現在)

区 分	管轄区域	組織及び団員定数							消 防 ポ ン プ 車	小 型 動 力 ポ ン プ	
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員			計
消防団本部	岡谷市一 円	人 1	人 1	人 2	人 2	人 10	人 23	人 39	台 0	台 0	
第1分団	今 井 区			1	1	1	5	27	35	1	2
第2分団	新屋敷区 間下区			1	1	1	5	27	35	1	2
第3分団	岡 谷 区			1	1	1	5	27	35	1	1
第4分団	下 浜 区 小 尾 口 区			1	1	1	5	27	35	1	1
第5分団	上 浜 区 小 口 区			1	1	1	7	35	45	1	1
第6分団	小 井 川 区 西 堀 区			1	1	1	8	44	55	1	4
第7分団	花 岡 区 小 坂 区			1	1	1	8	44	55	1	4
第8分団	三 沢 区 橋 原 区			1	1	1	7	35	45	1	4
第9分団	新 倉 区 駒 沢 区 鮎 沢 区			1	1	1	10	57	70	1	*4
第10分団	中 屋 区 横 村 区 川 区			1	1	1	8	49	60	1	2
第11分団	東 堀 区			1	1	1	6	31	40	1	4
合 計		1	1	11	13	13	84	426	549	11	29

* 小型動力ポンプ積載車1台を含む

施策の体系



施策

(1) 広域消防の充実

広域消防の一層の充実のため、特殊装備、高額設備の導入にあたっては、市町村の枠にとられない流動配置を検討するなど、消防力の充実強化に努めます。

(2) 消防力の充実、強化

消防水利の充実

防火水槽及び消火栓については、宅地化により新たに必要となった場所等への新設、現行施設の改修、改良を計画的に推進するとともに、大規模災害に対応できる大型防火水槽の設置に取り組みます。

消防施設、機材の充実

消防活動の基本となる消防自動車や消防機材については、計画的に更新します。

また、防災の拠点として、地震等の大規模災害に対応できる機能を備えた、新消防庁舎の建設を推進します。消防屯所等については、建替えや施設、設備等の充実を図ります。

(3) 救急、救助の充実

救急体制の充実

救命率の向上を図るため、高規格救急車、高度救命処置用資機材等の装備の充実を図るとともに、救急隊員、救急救命士の養成を進めます。

また、医療機関との連携体制の維持を図るとともに、市民に対する応急手当の普及啓発に取り組み、救急隊員、医師、市民が一体となった救急救命活動を推進します。

救助体制の充実

災害の複雑多様化に伴う特殊な災害に対応するため、救助隊員の教育訓練に努め、救助体制、救助工作車、救助用資機材の充実、強化を図ります。

(4) 火災予防の推進

防火意識の高揚

家庭での防火意識の高揚を図るため、防火思想の普及啓発、広報活動の推進に努めるとともに、婦人防火クラブ、自主防災組織の育成を図ります。

防火管理体制の推進

火災の未然防止のため、消防法等に基づく建築指導、防火対象物への査察指導、危険物保安対策指導を推進するとともに、住宅防火診断や高齢者の防火対策指導の推進に努めます。

(5) 消防団の充実

地域ぐるみの防火体制の確立を図るため、消防団員の確保を地域をあげて推進し、入団しやすい、活動しやすい環境づくりに努めます。また、地域防災のリーダーとして市民の信頼に応えられるよう、資質の向上に努めます。

3 交通安全対策の推進

現況と課題

近年、モータリゼーションの進展によって交通量は増大し続け、これに伴って交通事故が増加し、交通渋滞も発生しています。

最近の交通事故の傾向を見ると、高齢者人口の増大により高齢者の被害や高齢者の運転操作ミスによる加害者事故が増えています。また、市民の生活パターンの変化による夜間の交通事故が増大しています。事故の原因の多くは、運転者や歩行者のルール違反やマナーの低下によるものです。

一方、交通渋滞の影響によって市街地の路地や通学路まで自由に車が進入するようになり、市民の生活空間にまで交通事故の危険性が高まっています。

さらに、違法駐車や放置自転車の増加が交通流動を阻害するだけでなく、社会問題となっています。

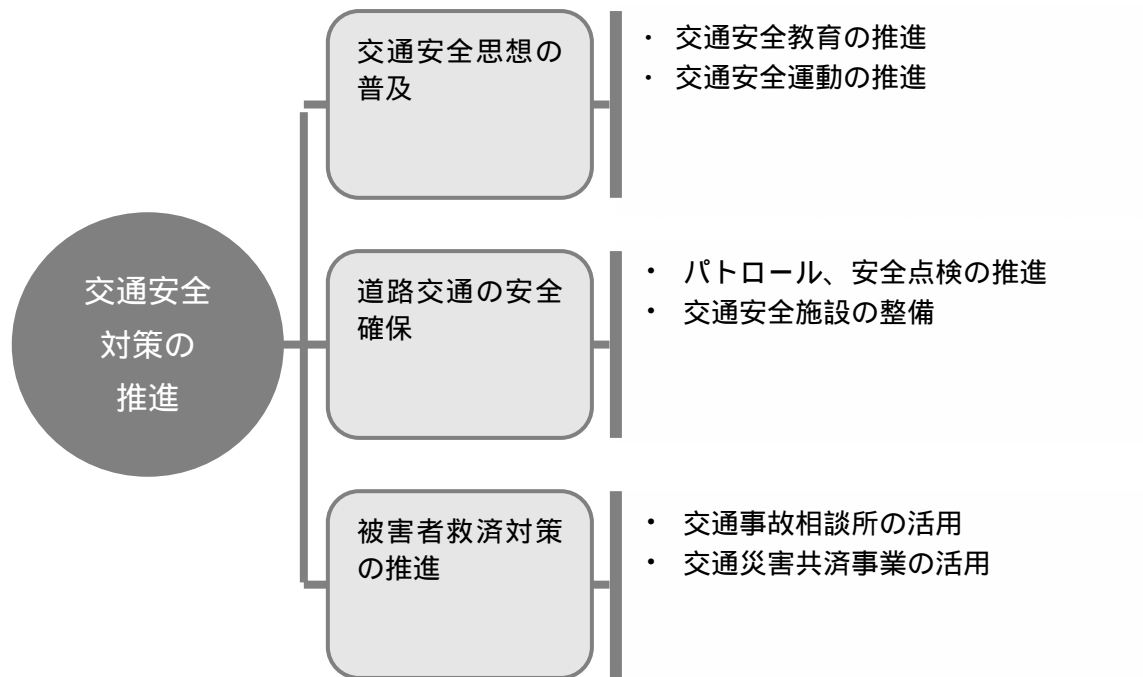
本市は、県下に先駆け女性交通指導員を配置し、街頭での交通指導や各年齢段階に応じた安全教育を推進するとともに、交通安全意識の高揚等に積極的に取り組んできました。

また、交通安全施設の整備や適正な交通規制、駐車場、自転車駐車場の整備を進め、交通事故の抑制に努めてきましたが、今後とも、事故防止のための総合的な施策の推進を図っていく必要があります。

交通事故の推移

区 分	平成9年	10年	11年	12年	13年	14年
人身事故	328	323	376	345	357	368
死 者	3	3	1	2	5	2
傷 者	404	412	472	415	449	457
物件事故	1,248	1,353	1,320	1,363	1,504	1,288

施策の体系



施策

(1) 交通安全思想の普及

交通安全教育の推進

家庭での幼児に対する交通安全教育をはじめ、幼稚園、保育所、小・中学校・高等学校における組織的、体系的な教育や、高齢者等への運転向上教育など、各段階に応じた適切な学習機会の充実を図ります。

交通安全運動の推進

交通安全思想の徹底を図るため、市民総ぐるみの交通安全運動を推進するとともに、警察、交通安全協会や各種団体との連携強化を図ります。

また、毎月、無事故無違反デーを設定し、運転者の交通ルールと交通マナーの実践、習慣化に努めます。

(2) 道路交通の安全確保

パトロール、安全点検の推進

円滑な交通と安全確保のため、警察、交通安全協会等の交通安全関係団体とともにパトロールを実施し、危険箇所や安全施設の点検を行い、歩行者保護や園児、児童、生徒、高齢者など交通弱者に配慮した安全な環境づくりを推進します。

交通安全施設の整備

安全で円滑な道路交通の確保を図るため、道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯等の交通安全施設の新設、更新整備を計画的に推進します。

また、交通事故多発箇所については、交通安全施設の改良、点検、整備を図り、安全の確保に取り組みます。

(3) 被害者救済対策の推進

交通事故相談所の活用

交通事故被害の救済対策のため、長野県交通事故相談所の利用促進を図ります。

交通災害共済事業の活用

本市独自の共済事業である岡谷市交通災害共済制度の周知と加入促進を図り、制度の一層の充実に努めるとともに、制度の見直しを検討します。

4 防犯対策の推進

現況と課題

本市の犯罪件数は、近年横ばい傾向にあります。社会経済環境の急激な変化に伴い、犯罪そのものは多様化しています。

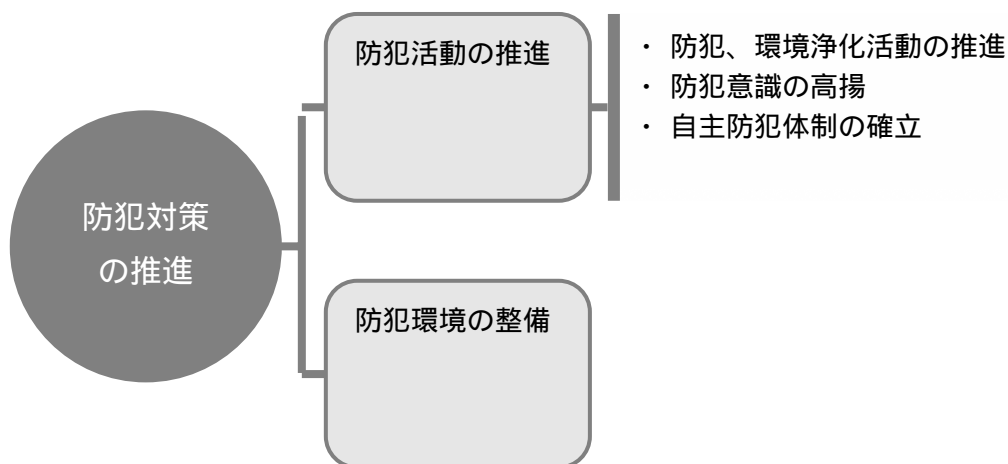
この背景には、大人のみならず青少年の問題行動が依然として多く、また、その低年齢化が進行していることも原因としてあげられます。

こうしたなかで、警察を中心に岡谷市防犯協会連合会と連携し、防犯体制の整備を進めるとともに、青少年の非行防止を含む地域ぐるみの防犯活動を進めていますが、多様化する犯罪に対応する組織の充実が求められています。

このため、今後も市民、関係機関との連携のもと、一層の防犯体制の整備充実が必要です。

また、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪を未然に防ぐための地域環境の整備、環境浄化活動の推進が必要となっています。

施策の体系



施策

(1) 防犯活動の推進

防犯、環境浄化活動の推進

岡谷市防犯協会連合会、青少年問題協議会、警察等の関係機関、団体との連携を図りながら、パトロール等の防犯活動を推進するとともに、青少年非行の防止、暴力団追放、放置自転車追放等の環境浄化活動を推進します。

防犯意識の高揚

広報や研修会を通じて防犯意識の啓発に努め、地域、職域、家庭等における自主防犯意識の高揚を図ります。

自主防犯体制の確立

防犯指導員の育成に努めるほか、地域ボランティア活動の支援を行うなど、自主防犯活動の促進、支援に努めます。

(2) 防犯環境の整備

犯罪に限らず、事故、災害等が発生しにくい地域環境の整備を市民とともに推進します。また、通学路、住宅地等における防犯灯の整備を促進し、犯罪の未然防止に努めます。

5 消費生活の安定と向上

現況と課題

近年の消費生活は、商品・サービスの多種、多様化により、豊かで質の高いものとなっています。

しかしその一方では、販売競争の激化に伴う誇大広告、宣伝や、複雑化している契約に関するトラブルをはじめ、商品の安全性や品質など、様々な問題が生じています。

このような消費者問題への対応は、消費者、事業者、地域、行政が一体となって取り組んでいく必要がありますが、とりわけ消費者自らが時代に即応した確かな目でものを見分け、自らの力で自主的、合理的な消費生活の実現をめざして行動することが一層重要となっています。

このため、本市では、消費生活に関して、広報等を通じた情報の提供、相談業務の実施、消費生活展の開催など、消費者の意識啓発に努めてきました。

今後とも、「自立する消費者」への育成を図るため、関係機関との連携を深めながら、消費生活に関する知識や情報の提供を推進し、学習機会の充実を進める必要があります。

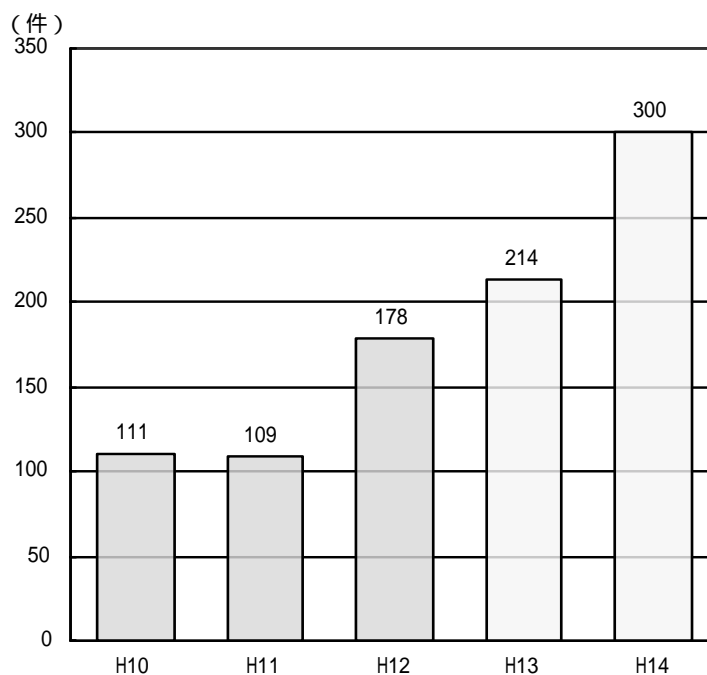
今日では、ものの豊かさが過剰な消費行動につながるものが懸念されています。限りある地球資源を有効に活用し、地球にやさしいライフスタイルを確立するため、省資源、省エネルギーに対する消費者の意識の高揚を図ることが重要になっています。

消費生活相談件数の推移

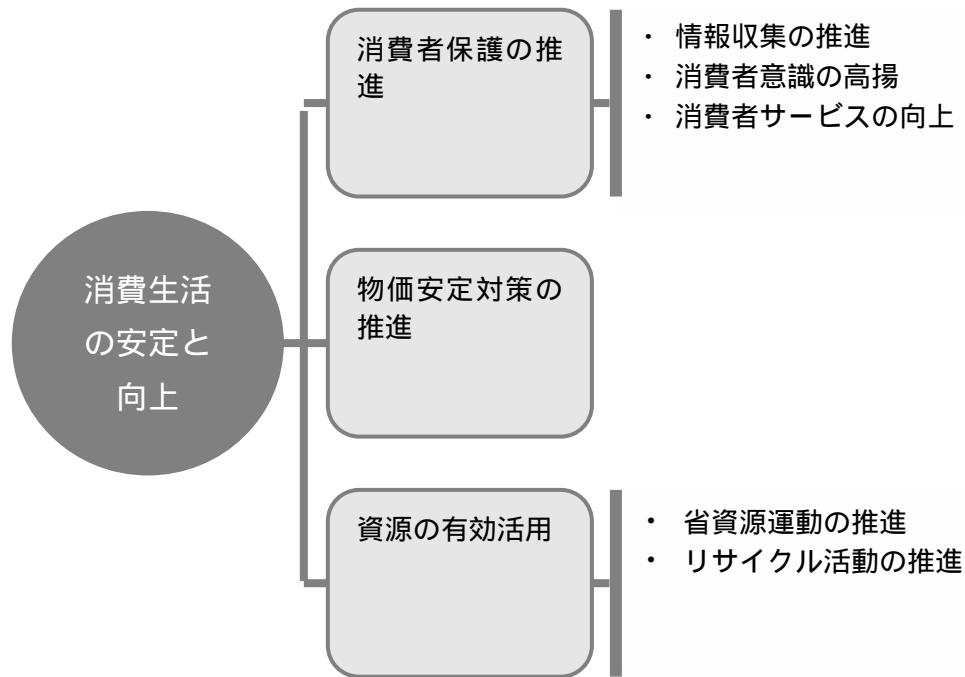
(単位：件数)

区 分		平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
特 殊 販 売	1 訪問販売	19	20	35	73	61
	2 キャッチセールス	2		1	1	1
	3 アポイント商法	1	3	2	3	5
	4 ホームパーティー商法					
	5 見本工事商法	4	1		1	
	6 開運商法		1			
	7 福祉(募金)商法	5	4	3	1	1
	8 S・F商法	22	11	9	19	41
	9 通信販売	2	2	60	31	99
	10 ネガティブオプション	4	5	5	7	3
	11 講座・土商法	12	18	19	29	27
	12 テレビショッピング		1			
	13 マルチ・マルチ的販売	3	1	3	7	
	14 商品先物取引(国内)	1	4	1	1	5
	15 商品先物取引(海外)			1	6	
	16 その他無店舗販売	4	19	15	15	41
計	79	90	154	194	284	
特殊販売以外	32	19	24	20	16	
合 計	111	109	178	214	300	

消費生活相談件数の推移



施策の体系



施策

(1) 消費者保護の推進

情報収集の推進

消費者相談業務での情報収集とともに、国民生活センター、県生活センター、各種消費者団体との連携による情報収集を推進します。

消費者意識の高揚

人材確保と消費者グループの育成に努め、消費者の自主的な運営を促進するための支援を行います。

また、商品やサービスに関する情報の提供と知識の普及を図るため、消費生活展の充実や各種広報メディアの活用を推進します。

消費者サービスの向上

計量、規格、表示の適正化を図るため、計量器定期検査の実施や計量モニターの活用等を図るとともに、過大包装、誇大広告、不正商品等の排除、接客サービス、アフターサービスの充実を促進します。

(2) 物価安定対策の推進

市消費生活モニターによる主要生活関連物資の価格調査を実施するとともに、業界との情報交換の充実や市民に安全で安価な食品等の提供に努めます。

(3) 資源の有効活用

省資源運動の推進

地球にやさしいライフスタイルの実現をめざし、消費者自らが再生商品を利用したり、買い物袋の持参を行うなど、日常生活における省資源意識の徹底と定着化を促進するため、消費者団体等と連携し、広く市民への呼びかけに努めます。

リサイクル活動の推進

廃品の再利用、物を無駄にしないリサイクル活動など、地球にやさしい各種の実践活動の促進に努めます。